

いちご一会とちぎ大会 宿泊要項

1 趣旨

この要項は、第22回全国障害者スポーツ大会に参加する、選手・監督、役員等（以下「大会参加者」）の宿泊等に関して、必要な事項を定める。

2 方針

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会（以下「県委員会」という。）は、大会参加者が心身ともに良好な状態で大会に臨めるよう、関係する機関及び団体の協力を得て、大会参加者の宿泊について万全を期する。

3 業務の実施

県委員会は、栃木県旅館ホテル生活衛生同業組合等の関係団体、宿泊施設等と連絡調整のうえ、大会参加者の宿舎の選定、確保、配宿及び宿泊環境の整備に関する業務に当たるとともに、これに関する紛議が生じた場合は、調停及びあっせんを行う。

4 宿泊対象者

この要項に定める宿泊対象者は、大会参加者のうち次に掲げる者で県委員会に宿泊申込みのあった者とする。

- (1) 選手・監督、役員及び介助員（以下「選手団」という。）
- (2) 大会役員、特別招待者、競技役員、競技補助員、実施本部員、ボランティア、視察員、報道員及びその他大会運営に参加する者で、県委員会が宿泊を必要と認めた者

5 宿舎の選定及び確保

宿舎の選定及び確保については、次により行う。

- (1) 大会参加者の宿泊は、原則として会場地市内の旅館等（旅館業法（昭和23年法律第138号）の許可を受けて営業を行う旅館・ホテル及び簡易宿所をいう。以下同じ。）を利用する。
- (2) 会場地市内の旅館等で宿泊対象者の収容が困難な場合は、その地域の実情に応じて、県内外近隣市町村の旅館等を利用する。
- (3) 風紀、衛生及び防災上支障があると認められる旅館等は利用しない。

6 配宿

大会参加者の配宿にあたっては、次の事項に留意して行うものとする。

- (1) 選手団の一体性に配慮し、個人競技は選手団ごとに、団体競技はチームごとに同一の宿舎に配宿するよう努める。

- (2) 移動に係る負担軽減に配慮し、参加する競技が実施される会場地へ移動しやすい宿舎に配宿するよう努める。
- (3) 障害者にとって利用しやすい宿舎に配宿するよう努める。

7 仮設物の設置

障害者の宿泊に必要なスロープ等の仮設物を設置する必要がある場合は、当該宿舎と協議の上、県委員会が設置する。

8 宿泊料金等

大会参加者の宿泊料金等は、次のとおりとする。

(1) 宿泊及び素泊まり

ア 宿泊とは、入宿日の 15 時から出発日の 10 時までの客室の使用をいうものとし、原則として 1 泊 2 食とする。

イ 素泊まりとは、食事を伴わない宿泊をいう。

(2) 宿泊料金

宿泊料金は次の料金範囲内とする。(第 77 回国民体育大会宿泊料金を参考に設定)

ただし、定員未満での利用などを希望する場合は、この料金範囲を超えることがある。

区分	税率	宿泊料金		備考
		1 泊 2 食	素泊まり	
選手団	税抜	3,000 円～ 15,000 円	2,100 円～ 10,500 円	通常のサービス・奉仕料及び冷暖房料を含む。
	税込 (10%)	3,300 円～ 16,500 円	2,310 円～ 11,550 円	
選手団以外の 宿泊対象者	実勢料金を基本とし、別途実行委員会が定める額			

※選手団における「1 泊 2 食」料金は 500 円刻みとする。

※素泊まり料金は、「1 泊 2 食」料金の 70%相当額とする。

(3) 入湯税

入湯税については外税とし、宿泊料金とは別に支払う。

(4) 欠食控除

欠食控除の適用は、朝食、夕食ともに前々日の 12 時までに申し出た場合に限る。

ただし、夕食の場合、競技の進行状況により当該時刻までに申し出ることが困難な場合は、宿舎と協議して決定する。

ア 夕食を欠食した場合の宿泊料金

当該施設の宿泊料金から 20%を控除した額とする。

イ 朝食を欠食した場合の宿泊料金

当該施設の宿泊料金から 10%を控除した額とする。

区分	税率	夕食を欠食した場合	朝食を欠食した場合
選手団	税抜	2,400円～12,000円	2,700円～13,500円
	税込 (10%)	2,640円～13,200円	2,970円～14,850円
選手団以外の 宿泊対象者	宿泊料金から8(4)の欠食控除を適用した額		

(5) 休憩料金

入宿日 15 時以前及び出発日の 10 時以降に客室を使用する場合の休憩料金は、各宿舎の規定に基づくものとする。

(6) 宿泊取消料

ア 宿泊を取消した場合の宿泊取消料は、次表のとおりとする。

申出区分	宿泊取消料	備考
宿泊予定日の 9 日前まで	不要	素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金(税抜)を宿泊料金とする。
宿泊予定日の 8 日前から 宿泊予定日の 4 日前まで	宿泊料金(税抜)の 20%	
宿泊予定日の 3 日前から 宿泊予定日の前日まで	宿泊料金(税抜)の 50%	
宿泊予定日当日	宿泊料金(税抜)の 100%	

※荒天等による交通機関の不通で、宿舎への到着が困難な場合は、宿舎と協議して取消料を決定する。

※取消した泊数にかかわらず、一人につき 1 泊分の取消料のみとする。

イ 災害その他事由(地震、風水害、感染症等)により、競技会が中止となった場合は、入宿前後にかかわらず、上記アの例によるものとする。

なお、この規定は、大会参加者すべてに適用するものとする。

(7) 宿泊料金等の精算

宿泊料金及び宿泊取消料については、別に定める方法により、県委員会が指定する期日までに支払うものとする。

なお、上記以外の宿泊に関する費用については、退宿時に当該宿舎が定める方法により支払うものとする。

(8) 宿泊料金等の適用期間

宿泊料金等の適用期間は、令和 4 (2022) 年 10 月 27 日 (木) 15 時から令和 4 (2022) 年 11 月 1 日 (火) 10 時までとする。

9 宿泊申込み

(1) 選手団については、都道府県及び政令指定都市がそれぞれ宿泊申込代表者を定め、別に定める宿泊事務実施要領（以下「実施要領」という。）により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して県委員会に行うものとする。

ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる申込みが困難な場合は、宿泊申込書に必要事項を記入のうえ、ファクシミリ又は郵便により行うことを認めるものとする。

なお、効力の発生は、インターネットについては受信時、ファクシミリ等では到達した日時とする。

また、選手団以外の宿泊対象者については、各参加団体が同様に行うものとする。

(2) 宿泊申込代表者は、宿泊申込みについて最終的な責任を負うものとする。

(3) 宿泊申込代表者は、入宿後の宿舎と宿泊者との連絡調整のため、宿舎ごとに宿泊責任者を選定するものとする。

(4) インターネット等による宿泊申込みは、実施要領に定める申込期限までに行うものとする。

10 宿泊の変更及び取消し

(1) 入宿前の変更及び取消しについては、実施要領の様式により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して速やかに県委員会へ行うものとする。

ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる変更や取消しが困難な場合は、ファクシミリ又は郵便により行うことを認めるものとし、この場合にあっても、速やかに県委員会に連絡するものとする。

なお、効力の発生は、インターネットについては受信時、ファクシミリ等では到達した日時とする。

(2) 入宿後の宿泊の変更及び取消しは、選手団については、宿泊責任者が直接当該宿舎へ申し出るものとし、その効力の発生時期は当該申出があった日時とする。

また、選手団以外の宿泊対象者については、宿泊責任者又は宿泊者本人が同様に申し出るものとし、その効力の発生時期はその申出があった日時とする。

(3) 県委員会が指定した宿舎の変更は、原則として認めない。

なお、任意に変更したことによって生じたすべての紛議及び損失は、任意に変更した者がその責任を負う。

11 食事

(1) 大会参加者に提供する食事は、安全・安心で栄養バランスが良く、豊かな自然と良質な水に育まれた栃木県産の様々な食材を取り入れた郷土豊かな献立とし、関係者の協力を得て提供するものとする。

(2) 昼食については、大会参加者の希望により、県委員会が別に定める方法によりあつせんするものとする。

なお、金額については、次のとおりとする。

区分	消費税	昼食弁当料金
昼食弁当（お茶を含む。）	税抜	900 円以内

※消費税については、開催時の税率を適用するものとする。

12 その他

- (1) 宿舎での食事、入浴等に特別な介助を要する者の介助については、その者の所属する選手団等の責任において行うものとする。
- (2) この要項に定めるもののほか、宿泊業務に関して必要な事項は、実施要領に定めるものとする。
- (3) 宿泊料金、昼食弁当料金ともに、消費税及び地方消費税の税率に変更があった場合は、変更後の税率を適用するものとする。